

公布された条例のあらまし

佐賀県条例の形式の左横書きの実施に関する条例（条例第三五号）

1 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成二五年一月一日から施行することとした。

佐賀県予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定める条例（条例第三六号）

1 この条例は、地方自治法施行令（以下「令」という。）第一五二条第一項第三号及び第四項第二号の規定に基づき、佐賀県予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定めることとした。（第一条関係）

2 令第一五二条第一項第三号の条例で定める法人は、県又は県及び一若しくは二以上の同項第二号に掲げる法人が、資本金等の四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とすることとした。（第二条関係）

3 令第一五二条第四項第二号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金等の四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とすることとした。（第三条関係）

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三七号）

1 消費生活用製品安全法及び中小小売商業振興法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第

三八号)

- 1 佐賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期間を延長することとした。  
(附則第二項関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

- 1 佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期間を延長することとした。  
(附則第二項関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例(条例第四号)

- 1 食品衛生法第五条に規定する営業の施設の業種別特定基準について、生食用食肉を加工し、又は調理する場合の営業の施設の基準を定めることとした。  
(別表第二関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例(条例第四一号)

- 1 国営総合農地防災事業佐賀中部地区に係る負担金の徴収が完了したことに伴い、別表から当該地区の項を削ることとした。(別表関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。